

★平成30年度★農業関係者向け★  
消費税軽減税率制度説明会  
開催のご案内

2019年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。

軽減税率制度の実施に向けて計画的な準備をお願いします。

大阪国税局から、農業者の皆さんには特にご留意いただきたいことをわかりやすく説明いたします。

日 時：平成31年2月22日（金） 15：00～

会 場：ホテルセントノーム京都 2階「貴船」

【京都市南区東九条東山王町 19-1（八条通竹田街道東入）

TEL:075-682-8777】

## ポイント

軽減税率制度と農業経営における注意点

軽減税率対策補助金

※ 申込用紙に必要事項を記入の上、FAX かメールで2月15日（金）  
までにお申込みください



□申し込み・問い合わせ先

一般社団法人京都府農業会議 (京都府農業法人経営者会議事務局)

TEL : 075-417-6847 FAX : 075-417-6870

Email : [ibuki@agr-k.or.jp](mailto:ibuki@agr-k.or.jp)

＜主催＞京都府農業法人経営者会議  
(一社) 京都府農業会議

## 消費税軽減税率制度説明会参加申込書

住所（所在地）	参加者氏名	所属機関等

1. 日時：平成31年2月22日（金）15：00から
2. 場所：ホテルセントノーム京都 2階「貴船」

（一社）京都府農業会議

TEL:075-417-6847

FAX:075-417-6870

Email=ibuki@agr-k.or.jp

※ 申込用紙に必要事項を記入の上、FAXかメールで  
2月15日（金）までにお申込みください